青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

3.			2 1 得 ぞ 規 ら る 掲 用 で
4 略	の日時により航行するものを除く の日時により航行するものを除く の日時により航行する航空機で知事が定めるもの	行する航空機(路線を定めて一定 空港と本邦外の地点との間を航航 空 機	青森空港条何施行規則の一部を改正する規則 附 則 所 則 所 則 所 則 所 則 所 則 所 則 所 則 所
	三月三十一日まで三月二十一日まで	平成三十一年四月 明 期 間 明 日から 令和七年 月	一部を改正する規則
	の一五分	の 十 一 五 分 合	語一項に規定する規則 第一項に規定する規則 第一項に規定する規則 定する着陸料の額か がとした場合の同項に規定する がで機の区分に応じそれ でとした場合の同項に がでした場合の同項に がでした場合の同項に がでした場合の同項に
3.4 略	の日時により航行するものを除く 三月三十一日まで の日時により航行するものを除く 三月三十一日まで の日時により航行するものを除く 三月三十一日まで	行する航空機(路線を定めて一定 一日から令和六年 の一 期 間 割 合 前 空港と本邦外の地点との間を航 平成三十一年四月 十五分 1	旧条文 旧条文 旧条文 旧条文 旧条文 旧条文 日条文 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日